

川崎市振り仮名センター設置要綱

（設置）

第1条 戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。）により、戸籍の氏名に振り仮名を記載することとなり、これに伴い当該戸籍振り仮名記載事務を行うため、市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課に川崎市振り仮名センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称、位置及び所管）

第2条 センターの名称、位置及び所管は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管
川崎市振り仮名センター	川崎市川崎区駅前本町11番2号 川崎フロンティアビル9階	市民文化局市民生活部 戸籍住民サービス課

（取扱業務）

第3条 センターにおいて取り扱う事務は、次のとおりとする。

- （1）仮の振り仮名通知の発送、戸籍の振り仮名届出の受理、審査、記載、決裁、市町村長記録処理、戸籍情報連携システム関連業務、その他戸籍に関すること。
- （2）旧氏の振り仮名通知の発送、住民基本台帳の振り仮名記載、修正、その他住民基本台帳に関すること。

（業務日及び業務取扱時間）

第4条 センターの業務日及び業務取扱時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日、休日及び12月29日から1月3日を除く。）とする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市民文化局長が定める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行し、令和8年12月31日をもって廃止する。